

安全設計の調査（案）

（１）操作性の調査

電動車いすの走行に必要なパネル、レバー等の操作性及び銘柄ごとの操作方法の違いを調査する。

- ・体に合わせてハンドル等の調節ができるか
- ・アクセル操作に誤操作を起こしやすいものがあるかどうか
- ・アクセルレバーの誤操作によって安全機能が作動するか
- ・速度調整は容易に行えるか
- ・前進・後進の状態が容易に判別できるか
- ・クラッチを切ったときの制動機構はあるか
- ・バッテリー残量が容易に確認できるか
- ・バッテリーの充電は容易に行えるか
- ・バッテリーの充電が完了したことを判別できるか
- ・夜間走行時等に周囲から認識しやすいものであるか

（２）安全機能の調査

走行中に転倒等を回避するための機能の有無等を調査する。

- ・カーブ自動減速機能
- ・下り坂自動減速機能
- ・手押し移動時の安全機能
- ・緊急停止機能
- ・着座スイッチ機能
- ・非常停止機能
- ・急発進・急停止防止機能
- ・ディファレンシャル機能
- ・警報機能
- ・自動電源オフ機能
- ・充電電池の残量
- ・過負荷防止機能
- ・パンクレスタイヤ
- ・サスペンション
- ・駐車ブレーキ
- ・オートターンシグナル
- ・オートハザード機能
- ・ヘッドライトの自動点灯・消灯機能
- ・夜間走行灯
- ・バックミラー
- ・リフレクター

(3) 外観

使用者及び介助者の安全性を損なうような突起や変形等がないかを調査する。

- ・仕上げは良好で、各部に変形、き裂、溶接不良などがなく、人体に触れる部分及び人体に触れるおそれのある部分には、ばり、かえり及び鋭い突起があってはならない。
- ・人体に触れる部分及び人体に触れるおそれのある部分で、高温になりやけどをする可能性がある場合には、やけどを防ぐための処置をしなければいけない。
- ・表面処理などを行っている面には、素地の露出、はがれ、さびなどの不良があってはならない。
- ・表面処理などをしていない面には、さび、割れなどの不良があってはならない。
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある、鋭利な突出物がないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車と、外観を通じて明確に識別することができること。

(4) 本体表示

電動車いす本体に使用上の注意事項等の表示がされているかを調査する

- ・電動車いすは道路交通法で歩行者扱いとなる旨
- ・取扱説明書をよく読む旨
- ・雨天・降雪・強風・濃霧時には運転を避ける旨
- ・路肩の弱い路・防止柵のない側溝・崖道など危険な場所での運転を避ける旨
- ・急な坂道や傾斜面での運転を避ける旨
- ・乗り越え可能な段差及び渡ることのできる溝の幅の記載
- ・凍結路・雪道・砂利道・砂道・ぬかるみ・狭い道・交通量の多い道などでの運転を避ける旨
- ・蛇行運転・急加速・急旋回・急停止などの運転のしかたはしない旨
- ・運転中は携帯電話や無線通信機等の使用は禁止する旨
- ・手押しの状態で乗車走行はしない旨
- ・坂道では手押し状態にはしない旨
- ・充電中のバッテリーに火気を近づけない旨（引火爆発の危険性あり）
- ・濡れたプラグや濡れた手で充電しない旨（感電の恐れあり）
- ・長期間使用しない場合でも2～3週間に一度は充電する旨（使用後はなるべく早く充電する）
- ・車体カバーをかけたまま充電しない旨（可燃性ガスに引火の危険性あり）
- ・充電時は直射日光や雨・露の受けない風通しの良い場所で行う旨
- ・バッテリーの交換時には端子の短絡に注意する旨